

荒尾干潟

あらおひがた

熊本県荒尾市



夕陽に染まる荒尾干潟

[登録番号] 2054

[登録年月日] 2012年7月3日

[面積] 754ha

[湿地のタイプ] G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 1、2、6

湿地の概要

有明海の中央部東側には、最大幅3.2km、長さ9.1km、面積約1,656ヘクタールと、単一干潟としては国内有数の広さを誇る。この広大な干潟の一部である荒尾干潟は、流入する大きな河川がなく、潮流によって土砂や貝殻が運ばれて堆積し、また、低潮線付近では砂が堆積し、洲を形成する。主に砂質の干潟であることから、歩いても沈みこむことはなく、同じ有明海でも佐賀県側の泥干潟とは性質が異なっている。

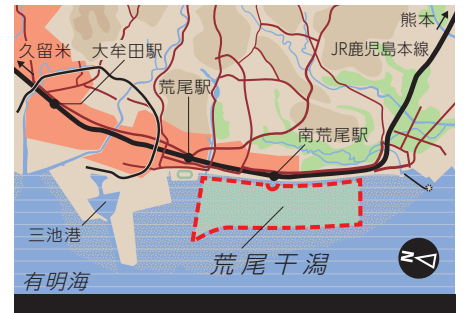
有明海の干潟は、ゴカイ類、貝類、小型の甲殻類や多くの渡り鳥など、多種多様

な生きものが暮らす場であり、荒尾に暮らす人々から「宝の海」と呼ばれ、古くからノリの養殖やアサリ漁が営まれてきた。

また、毎年夏期には地元荒尾市主催のマジャク(アナジャコ)釣り大会も開催され、900人を超える参加者が訪れて、干潟の恵みを堪能する。



マジャク釣り大会の様子



湿地にかかわる動植物

潮流から荒尾干潟に運ばれる土砂には有機物が豊富に含まれており、干出と水没が繰り返される中で激しく攪拌され、絶えず巻き上げられている。この豊富な有機物を含んだ海水は海藻や無数のプランクトンを養い、そして砂質を好むゴカイ類、貝類、小型の甲殻類などの底生生物がそれらを捕食し、さらにその底生生物を餌にする水鳥、浅瀬を利用する魚類など多種多様な生きものが生息している。

シギ・チドリ類は、秋から春にかけて、中継地や越冬地として荒尾干潟に飛来する。秋季にはダイゼン、ハマシギ、キアシ

シギなど、冬季にはダイゼン、シロチドリ、ハマシギなど、そして春季にはオオソリハシギ、ダイゼン、キアシシギなどが多く見られる。2020年度に環境省が実施したモニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査において、総個体数が春期2,963羽、冬季3,125羽確認されている。

そのほか、環境省のレッドリストで絶滅危惧ⅠB類に指定されているクロツラヘラサギや、同じくⅡ類のツクシガモ、ズグロカモメなど、多くの希少な渡り性水鳥にとっても、大切な越冬地となっている。



波打ち際のシギ・チドリ類



シギ・チドリ類の飛翔

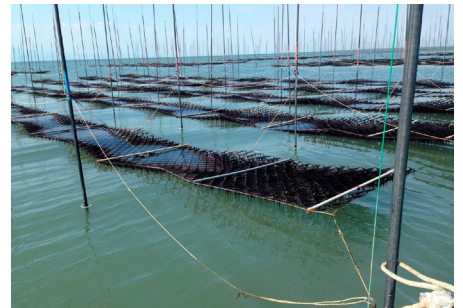
保全・管理の取組

荒尾干潟水鳥・湿地センターは2019年8月10日に開館し、荒尾干潟の価値や魅力についての発信のみでなく、ラムサール条約の基本理念の「保全」と「賢明な利用」を推進するため、「人」や「情報」が集まり、様々な活動の拠点となることを目指している。本センターでは、荒尾干潟の生きものを展示する自然ゾーン、漁業や干潟の恵みを解説する営みゾーン、季節や時間帯で大きく風景を紹介するライブシアター、

実際に使用されていた漁具などを紹介するギャラリー、2階バルコニーから実際に荒尾干潟の景色を楽しむことや渡り鳥を観察できる眺望スペースが設備されており、荒尾干潟について詳しく学ぶことができる。また、渡り鳥などの生きものや美しい夕日の風景などについて情報発信しているほか、センター主催の生きもの観察会等を通じて、荒尾干潟の周知啓発を行っている。



荒尾干潟水鳥・湿地センター



海苔養殖場



荒尾干潟サンセットカフェ＆コンサート

ワイズユースの取組

ノリの養殖やアサリ漁などが現在も盛んであるが、近年、水質の悪化による赤潮などの発生や、資源の減少などでアサリの漁獲量が減少しているため、漁業組合が中心となって干潟の耕作や砂を撒くなどの再生事業を行っている。こうしたアサリの育成のために干潟を耕す取り組みが生きものを増やし、また育成するアサリの稚貝は荒尾産に限るなど、干潟と共生する漁業が営まれている。

また、市民団体である荒尾干潟保全・賢

明利活用協議会主催で、荒尾干潟の海岸を会場に音楽鑑賞をしながら、干潟に沈む夕日や、美しい風景を堪能し、この風景を残したいという気持ちを育む「荒尾干潟サンセットカフェ＆コンサート」や、日本野鳥の会熊本県支部と連携した定期的な海岸清掃と探鳥会の開催など、有明海の自然を守っていくための活動を行っている。また、毎年8月には有明海沿岸4県による有明海一斉海岸清掃も実施されている。

関連自治体

荒尾市役所 ☎0968-63-1386

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

荒尾干潟(あらおひがた)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 荒尾市

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03